

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十号

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「解の」を「解又は県税事務所のに」、「当該解」を「当該機関」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第四条、第八条、第八条の二関係）

機 関	出 納 員	臨 時 の 出 納 員	委 任 事 務
一 議事事務局総務課	庶務係長	課長代理	一 当該課で収納する広島県議会議事公開条例（平成十四年広島県条例第二十五号）の規定による公文書の写しの交付、広島県議会個人情報保護条例（平成十七年広島県条例第六十六号）の規定による保有個人情報記録されている公文書の写しの交付及びこれらの条例の規定により広島県議会議事公開・個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の写しの交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管
二 教育委員会事務局 管理部総務課	総務係長	課長代理	一 教育委員会事務局の本庁で収納する広島県行政手続条例（平成七年広島県条例第一号。以下「行政手続条例」という。）の規定による聴聞に関する資料の写しの交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管
三 教育委員会事務局 管理部教職員課	給与第一係長	課長補佐	一 当該出納員の所属する課の所掌に属する旅費のうち、広島市の県費負担教職員の旅費に係る支出負担行為に関する確認
四 教育委員会事務局 教育部指導第二課	管理係長	課長代理	一 当該出納員の所属する課の所掌に属する県税外収入に係る現金の出納及び保管
五 警察本部総務部総務課	文書管理第二係長	課長代理	一 当該課で収納する広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号。以下「情報公開条例」という。）の規定による行政文書の写しの交付、広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号。以下「個人情報保護条例」という。）の規

	十一 広島県西部県税事務所	税務管理課長	次長	<p>二課の分掌事務に係るもの（旅費システムにより処理する旅費に係るものを除く。）</p> <p>一 当該出納員の所属する県税事務所における県税に係る会計事務（法第七十条第二項第四号及び第七号に規定する会計事務及び分室の所掌に属する県税事務所の歳入歳出外現金に係る会計事務を除く。）</p> <p>二 税務課及び当該出納員の所属する県税事務所以外の県税事務所の所掌に属する県税若しくはこれに伴う県税外収入に係る現金、県税に係る歳入歳出外現金（公売保証金及び差押物件公売代金等を除く。）又は県税若しくはこれに伴う県税外収入の納付若しくは納入の委託に係る有価証券の出納及び保管</p>
十二	広島県東部県税事務所	税務管理課長	次長	<p>一 当該出納員の所属する県税事務所における県税に係る会計事務（法第七十条第二項第四号及び第七号に規定する会計事務及び分室の所掌に属する県税事務所の歳入歳出外現金に係る会計事務を除く。）</p> <p>二 税務課及び当該出納員の所属する県税事務所以外の県税事務所の所掌に属する県税若しくはこれに伴う県税外収入に係る現金、県税に係る歳入歳出外現金（公売保証金及び差押物件公売代金等を除く。）又は県税若しくはこれに伴う県税外収入の納付若しくは納入の委託に係る有価証券の出納及び保管</p>
呉分室次長	呉分室長	廿日市分室次長	廿日市分室長	<p>一 当該出納員の所属する県税事務所における県税に係る会計事務（法第七十条第二項第四号第六号及び第七号に規定する会計事務を除き、県税の歳入歳出外現金に係る会計事務にあつては、当該出納員の所属する分室の分掌事務に係るものに限る。）</p> <p>二 税務課及び当該出納員の所属する県税事務所以外の県税事務所の所掌に属する県税若しくはこれに伴う県税外収入に係る現金、県税に係る歳入歳出外現金（公売保証金及び差押物件公売代金等を除く。）又は県税若しくはこれに伴う県税外収入の納付若しくは納入の委託に係る有価証券の出納及び保管</p> <p>三 当該出納員の所属する県税事務所（分室を除く。）における広島県収入証紙（以下「証紙」という。）の売りさばきに係る現金の出納及び保管並びに証紙の出納及び保管</p>
東広島分室納税課長	東広島分室次長	東広島分室納税課長	東広島分室次長	

十四	広島県立総合技術研究所			
十三	広島県北部県税事務所	尾道分室次長	尾道分室長	<p>金、県税に係る歳入歳出外現金（公売保証金及び差押物件公売代金等を除く。）又は県税若しくはこれに伴う県税外収入の納付若しくは納入の委託に係る有価証券の出納及び保管</p>
		収納管理課長	次長	<p>一 当該出納員の所属する県税事務所における県税に係る会計事務（法第七十条第二項第四号及び第七号に規定する会計事務を除く。）</p> <p>二 税務課及び当該出納員の所属する県税事務所以外の県税事務所所掌に属する県税若しくはこれに伴う県税外収入に係る現金、県税に係る歳入歳出外現金（公売保証金及び差押物件公売代金等を除く。）又は県税若しくはこれに伴う県税外収入の納付若しくは納入の委託に係る有価証券の出納及び保管</p>
			食品工業技術センター次長	<p>一 当該出納員の所属する解の会計事務（法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）のうち、食品工業技術センターの分掌事務に係るもの</p>
			保健環境センター総務企画部長	<p>一 当該出納員の所属する解の会計事務（法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）のうち、保健環境センター総務企画部の分掌事務に係るもの</p>

	機 関	委 任 事 務
一 総務局総務管理部総務課	課長	一 広島県通信費経理事務取扱規則（昭和四十四年広島県規則第二十七号）の規定により受払をする郵便切手及び郵便葉書の出納及び保管 二 広島県立文書館で収納する県税外収入に係る現金の出納及び保管 三 知事部局の本庁で収納する行政手続条例の規定による聴聞に関する資料の写しの交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管
二 総務局財務部財産管理課 健康福祉局社会福祉部地域福祉課 農林水産局農林整備部森林保全課	課長 課長 課長	一 当該出納員の所属する課の所掌に属する事務に係る現金及び有価証券の出納及び保管
三 総務局財務部税務課	課長	一 当該出納員の所属する課の所掌に属する県税若しくはこれに伴う県税外収入に係る現金、県税に係る歳入歳出外現金又は県税若しくはこれに伴う県税外収入の納付若しくは納入の委託若しくは差押えに係る有価証券の出納及び保管 二 県税事務所の所掌に属する県税若しくはこれに伴う県税外収入に係る現金、県税に係る歳入歳出外現金又は県税若しくはこれに伴う県税外収入の納付若しくは納入の委託に係る有価証券の出納及び保管
四 総務局秘書広報部広報広聴課	課長	一 当該課で収納する県有物品の販売に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管 二 当該課で収納する情報公開条例の規定による行政文書の写しの交付、個人情報保護条例の規定による保有個人情報記録されている行政文書の写しの交付及び情報公開・個人情報保護審査会設置条例の規定による意見書又は資料の写しの交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管
五 企画振興局地域振興部市町行財政課	課長	一 当該課で収納する政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の規定による少額領収書等及び収支報告書等の写しの交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管
六 環境県民局総務管理部文化芸術課	課長	一 広島県美術品等取得基金条例（昭和五十六年広島県条例第五号）に基づく広島県美術品等取得基金に属する動産の出納及び保管
七 環境県民局環境部環境政策課	課長	一 当該課で収納する県有物品の販売に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管 二 当該課で販売する県有物品の出納及び保管

八		健康福祉局総務管理部健康福祉総務課	課長	一 災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）に基づく災害救助基金に属する動産の出納及び保管
九		健康福祉局総務管理部子ども家庭課 健康福祉局総務管理部被爆者対策課 健康福祉局保健医療部健康対策課 土木局土木整備部土木整備管理課 土木局空港港湾部港湾管理課 都市局都市事業管理課	課長 課長 課長 課長 課長 課長	一 当該出納員の所属する課の所掌に属する県外収入に係る現金、歳入歳出外現金又は納付若しくは納入の委託若しくは差押えに係る有価証券の出納及び保管
十		健康福祉局保健医療部医務課 健康福祉局社会福祉部障害者支援課 商工労働局産業振興部金融課	課長 課長 課長	一 当該出納員の所属する課の所掌に属する県外収入に係る現金の出納及び保管
十一	健康福祉局保健医療部薬務課	課長	一 当該出納員の所属する課の所掌に属する医薬品に係る物品の出納及び保管	
十二	商工労働局総務管理部商工労働総務課	課長	一 広島県大阪情報センターで収納する情報公開条例の規定による行政文書の写しの交付及び個人情報保護条例の規定による保有個人情報記録されている行政文書の写しの交付に伴う県外収入に係る現金の出納及び保管	
十三	都市局住宅課	課長	一 当該出納員の所属する課の所掌に属する事務に係る現金の出納及び保管	
十四	教育委員会事務局管理部教職員課	福山分室の庶務事務を担当する者で上席のもの の職	一 当該出納員の所属する課の会計事務（法第七十条第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）のうち、福山分室の分掌事務に係るもの	
十五	広島県西部教育事務所	総務課長	一 当該出納員の所属する課の会計事務（法第七十条第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）のうち、総務課の分掌事務に係るもの	
十六		広島県東部教育事務所 広島県北部教育事務所 広島県立福山少年自然の家 広島県立生涯学習センター 広島県立歴史民俗資料館 広島県立高等学校	芸北支所教育指導課長 総務課長 総務課長 副所長 総務課長 総務課長 事務部長、総括事務長又は事務長	一 当該出納員の所属する課の会計事務（法第七十条第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）のうち、芸北支所の分掌事務に係るもの 一 当該出納員の所属する課の会計事務（法第七十条第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。） 一 当該出納員の所属する課の会計事務（法第七十条第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）

び保管

										五																																			
広島県東部総務事務所(総務所)		東広島支所		呉支所		総務第二課		広島県西部総務事務所(総務第二課及び支所を除く。)		都市局住宅課		健康福祉局社会福祉部障害者支援課		健康福祉局社会福祉部地域福祉課		健康福祉局社会福祉部地域福祉課		健康福祉局保健医療部医務課		総務局財務部財産管理課		広島県広島港湾振興事務所		広島県北部建設事務所庄原支所		広島県北部建設事務所(支所を除く。)		広島県東部建設事務所三原支所		広島県東部建設事務所(支所を除く。)		広島県西部建設事務所(支所を除く。)		広島県西部建設事務所(支所を除く。)		広島県北部保健所		広島県西部子ども家庭センター		広島県東部子ども家庭センター		広島県北部子ども家庭センター		広島県北部保健所	
広島県東部総務事務所(総務所)		東広島支所		呉支所		総務第二課		広島県西部総務事務所(総務第二課及び支所を除く。)		都市局住宅課出納員		健康福祉局社会福祉部障害者支援課出納員		健康福祉局社会福祉部地域福祉課出納員		健康福祉局社会福祉部地域福祉課出納員		健康福祉局保健医療部医務課出納員		総務局財務部財産管理課出納員		広島県広島港湾振興事務所出納員		広島県北部建設事務所総務第二課出納員		広島県北部建設事務所(支所を除く。)		広島県東部建設事務所三原庁舎出納員		広島県東部建設事務所(支所を除く。)		広島県西部建設事務所(支所を除く。)		広島県西部建設事務所(支所を除く。)		広島県北部総務事務所総務課出納員		広島県西部子ども家庭センター出納員		広島県東部子ども家庭センター出納員		広島県北部子ども家庭センター出納員		課出納員	
										一										県税外収入の徴収																									

